## 議案第76号

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年松阪市条例第 53号)の一部を次のように改正する。

令和6年9月3日 提出

## 松阪市長 竹上 真人

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年松阪市条例第 53号)の一部を次のように改正する。

別表中第 133 号を第 134 号とし、第 80 号から第 132 号までを 1 号ずつ繰り下げ、 第 79 号の次に次の 1 号を加える。

80	災害弔慰金等支給審査委員会委員	日額	10,000円
		審査 1 件につき 2,500 円を加算	

附則

この条例は、公布の日から施行する。